

第67回大阪市大規模小売店舗立地審議会

平成29年3月24日(金)  
大阪産業創造館 11階会議室

## 開会 午後2時00分

○事務局 お待たせいたしました。ただいまから大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

委員の皆様方には、何かとお忙しい中、当審議会に御出席いただきましてありがとうございます。私、本日の司会を務めます経済戦略局産業振興課担当係長の千葉でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本審議会の委員数は9名でございますが、現在6名の御出席がございますので、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していることを御報告申し上げます。なお、吉田委員がまだお見えになっておられませんが、まもなくご到着されると思いますのでひとまず先に進めさせていただきたいと思います。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届出がありました新設案件2件、変更案件2件について御審議をお願いいたします。

配付資料ですが、会議次第、配席図、委員名簿、大阪市意見（案）について、（仮称）ライフ寺田町店の新設の届出に対する住民等意見書の概要、住民等意見書に対する設置者の回答、大丸大阪心齋橋店大店立地法の届出について、軽微な延刻等に係る手続の状況の計8種類を配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、今回よりパワーポイントの印刷したものを配付させていただいておりますので、案件説明の際に御参照いただきたいと思います。

本日の審議会は、事前にメールにて審議案件の順序を（仮称）ライフ寺田町店からということでお伝えしておりましたが、意見書の出ている（仮称）ライフ寺田町店は、吉田委員が到着されてからのほうがいいのではとの会長の御意見がございましたので、先に大丸大阪心齋橋店から進めさせていただきたいと思います。次に（仮称）ラ・ムー北津守店、最後に（仮称）ライフ寺田町店という順番でお願いしたいと思います。

それでは、会長、議事進行をよろしくお願い申し上げます。

○加藤会長 お忙しい中、ありがとうございます。それでは先ほど事務局から説明がありました事情から順番を変えまして、大丸大阪心齋橋店（本館・北館）、それから大丸大阪心齋橋店（南館）、の変更に関する届出内容等について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局 経済戦略局商業立地担当課長の穂積でございます。

大丸大阪心齋橋店（本館・北館）と（南館）の店舗面積等の変更について、御説明申し上げます。

冒頭、騒音関係の資料に修正がありましたので御報告させていただきます。

本館・北館の届出書16ページ、北側の予測地点Eの説明文で、車両走行音の190（2-1F-6）は誤りでございまして、正しくは、185（2-1F-1）です。予測結果につきましては、20ページ、昼間の等価騒音レベルの予測結果のうち地点Eが47デシベルから43デシベルに修正、地点Gは47デシベルから48デシベルに修正となります。

また、23ページの夜間の等価騒音レベルの予測結果のうち地点Eの34デシベルは31デシベルに、地点Hは35デシベルから36デシベルに修正となります。

騒音の計算表のうち、83～86ページ及び95～98ページの部分が修正となっております。

以上、翁長委員から御指摘をいただきました。ありがとうございました。

それでは、案件の説明に戻らせていただきます。

大丸大阪心齋橋店（本館・北館）と南館の店舗面積等の変更に関しては、本館の建替えに伴う本館・北館の増床等並びに南館の減床等の変更でございまして、届出は2件となりますけれども、内容が関連しておりますので、まとめて御説明いたします。

大丸大阪心齋橋店（本館・北館）は、地下鉄御堂筋線心齋橋駅直結の大阪市中央区心齋橋筋1丁目7番1号に位置し、南館は、本館・北館の南隣、大阪市中央区心齋橋筋1丁目6番27号に位置する百貨店でございます。

今回の変更は、本館の建替えに伴い、店舗面積及び施設の配置等を変更するものになっております。これまでの届出においては、本館と南館とが上空通路で接続されていたために、本館、南館が大店立地法上の一の建物となっておりますが、その上空通路を撤去されることで、南館が単一での建物となります。一方、本館建替え完了後は、本館と北館とが上空通路で接続され、本館と北館で一つの建物となるということでございます。

設置者等の概要でございますが、まず本館・北館につきましては、設置者及び小売業を行う者は株式会社大丸松坂屋百貨店となっております。

次に、南館につきましては、設置者は株式会社心齋橋共同センタービルディング、小売業を行う者は、本館・北館と同様に株式会社大丸松坂屋百貨店となっております。いずれも用途地域は商業地域、平成28年9月20日に届出があり、変更年月日は平成31年8月31日の予定となっております。

こちらは店舗西側の御堂筋から北方向の写真ですが、現在、本館が建替え中となっております。次に店舗東側の心齋橋筋商店街から南方向の写真でございます。次に北館の北側道路から東方向の写真です。次に本館の北側道路から東方向の写真です。最後に本館の南側道路から西方向の写真です。

次に、変更事項等について御説明します。店舗面積につきましては、まず本館・北館は、変更前は北館のみの3万8,793平方メートルで、変更後は、新本館と北館が接続されることで合計7万8,793平方メートルとなり、4万平方メートルの増となります。

一方、南館は、変更前は旧本館と南館の3万5,042平方メートルから、変更後は、南館のみの7,800平方メートルとなり、2万7,242平方メートルの減となります。本館・北館並びに南館のトータルでは7万3,835平方メートルから8万6,593平方メートルとなり、1万2,758平方メートルの増となります。

次に、施設の配置に関する事項について御説明いたします。

一つ目に、大丸大阪心齋橋店の駐車場につきましては、図面2の周辺見取図のとおり、御堂筋を挟んで西側に従前からある2カ所の隔地駐車場となっております。南側に位置するのが第1駐車場、北側に位置するのが第2駐車場となっております。

今回の変更では、まず本館・北館について、変更前は北館側の第2駐車場の263台から、変更後は本館側の第1駐車場266台と北館側の第2駐車場263台の合計529台となり

ます。一方、南館は、変更前は本館側の第1駐車場310台から、変更後は44台に減少しますが、本館・北館並びに南館のトータルでは573台であり変更はありません。また、今回新たに本館・北館用として、北館側の第2駐車場に自動二輪車用として22台設置されます。

二つ目に、駐輪場の届出台数については変更なく、まず本館・北館については、従前からある北館4階の264台となっております。一方、南館につきましては、従前より届出台数ゼロ台となっております。また、今回、建替えされる本館地下1階に新たに駐輪場が390台設置されますが、こちらは届出外の地域貢献分となっております。北館4階及び本館地下1階の駐輪場の位置はごらんのとおりでございます。

三つ目に、荷さばき施設について、まず本館・北館につきましては、変更前の従前からある北館1階北側の271平方メートルに加え、変更後は新本館1階南側に190平方メートルが設置され、合計461平方メートルとなります。一方、南館は、変更前は旧本館1階北側の140平方メートルでしたが、本館建替えに伴い、変更後は新本館1階南側の190平方メートルとなり、こちらは新本館の荷さばき施設と共用となります。本館・北館並びに南館のトータルで見れば、従前からある北館1階北側の荷さばき施設271平方メートルは変更ありませんが、本館の建替えに伴って、本館1階の北側にあった荷さばき施設が南側に位置変更され面積が50平方メートル増えることとなります。荷さばき施設の変更前後の位置はごらんのとおりでございます。

四つ目に、廃棄物等保管施設について、まず本館・北館については、変更前は北館地下1階北側の69立方メートル、北館地下2階北側の56立方メートルの合計125立方メートルでしたが、変更後は北館地下1階北側の101立方メートルと新本館地下2階南側の101.3立方メートルの合計202.3立方メートルとなります。一方、南館は、変更前は旧本館1階北側の70.4立方メートルでしたが、本館建替えに伴い、変更後は新本館地下2階南側の101.3立方メートルとなります。こちらも先ほどの荷さばき施設と同様に新本館の施設と共用となります。本館・北館並びに南館のトータルで見れば、北館の廃棄物等保管施設の容量の合計が125立方メートルから101立方メートルと24立方メートル減ることとなりますが、本館の建替えに伴って、旧本館の1階北側にあった廃棄物等保管施設が新本館の地下2階南側に位置が変わり、容量は70.4立方メートルから101.3立方メートルと30.9立方メートル増えることになり、全体といたしましては195.4立方メートルから202.3立方メートルとなりまして、差し引き6.9立方メートル増となります。廃棄物等保管施設の変更前後の位置はごらんのとおりでございます。

施設の配置に関する事項をまとめたものがこちらとなります。

次に、施設の運営方法について御説明申し上げます。

まず一つ目、小売業を行う者の開閉店時刻は、本館・北館は午前10時から午後11時まで、南館は午前9時30分から午後9時までとなっております、いずれも変更ありません。

二つ目に、駐車場利用時間帯についても、本館・北館は午前9時から午後12時まで、南館は24時間となっております同じく変更ございません。

三つ目に、駐車場の出入り口の数及び位置について、本館・北館は、変更前は北館側の第

2駐車場の3カ所から、変更後は本館側の第1駐車場の2カ所が追加となり合計5カ所に変更します。南館は、第1駐車場の2カ所のまま変更ありません。こちらは、隔地の第1及び第2駐車場の出入り口の位置図でございます。

四つ目に、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯について、本館・北館は午前6時から午後10時までと変更ございません。南館は、変更前、午前6時から午後9時までのところを、変更後は本館・北館と同じ時間帯の午前6時から午後10時までとなります。施設の運営方法に関する事項をまとめますとごらんのとおりとなります。

次に、届出書の添付書類の概要について申し上げます。

主として販売する品目は、本館・北館並びに南館ともに衣料品、食品、雑貨、宝飾等となっております。

駐車場における必要駐車台数についてですが、本館・北館の増床後の指針台数437台に対して、届出台数は529台となっております。また、南館の減床後の指針台数44台に対して届出台数は44台となっております。本館・北館並びに南館のトータルで見れば、変更後の指針台数合計481台に対し573台の届出台数となります。

また、来客の自動車の来退店経路はこちらのとおりでございます。

続いて、騒音関係について申し上げます。

本館・北館における騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、届出資料9ページ以降に記載しておりますとおりです。今回、南館については、建物内の施設設備の稼働時間帯に変更がなく、南館の建物自体から発生する騒音の影響に変化はありません。また、南館の荷さばき施設及び廃棄物等保管施設は新本館にある施設を共用することとなっているため、荷さばき施設等の変更に伴う騒音の影響については、本館・北館の検討資料の中で合わせて予測検討されております。

本館・北館における、発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲4方向4地点と第1駐車場及び第2駐車場にそれぞれ4方向4地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はごらんのとおりとなっております。

まず、本館・北館の店舗北側の予測地点A。続きまして、店舗西側の予測地点B。次に店舗南側の予測地点C。最後に店舗東側の予測地点Dとなっております。続いて、北館側にある第2駐車場北側の予測地点E。次に第2駐車場西側の予測地点F。次に第2駐車場南側の予測地点G。最後に第2駐車場東側の予測地点Hとなっております。続いて、本館側にある第1駐車場北側の予測地点I。次に第1駐車場西側の予測地点J。次に第1駐車場南側の予測地点K。最後に第1駐車場東側の予測地点Lとなっております。

各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベル最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

廃棄物関係につきましては、本館・北館の建物全体における予測排出量の74.7立方メートルに対して、保管容量は202.3立方メートルとなっております。また、南館の建物全体における予測排出量の29.4立方メートルに対して、保管容量101.3立方メー

ルなっておりますが、こちらは新本館の施設を共用することとなっております。よって、本館・北館並びに南館のトータルで見れば、予測排出量の合計104.1立方メートルに対して、保管容量は変更前の195.4立方メートルから変更後は202.3立方メートルとなり、十分な保管容量を確保していると考えられます。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況について御説明いたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成28年10月7日から平成29年2月7日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、駐車需要など交通関連や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきまして意見なしとの取りまとめを行っておりますが、附帯意見案といたしまして、変更後においても、対応策を前提として行った調査・予測結果を検証するなど周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めることとの意見の取りまとめを行っているところでございます。

以上でございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様の御意見、御質問を頂戴したいと思います。

○川崎委員 川崎です。非常に単純なことなのですが、今までの大丸本館は南側が4階でつながっていますが、今回の建替え後の図面を見ると北側が2階でつながっています。例えば荷さばき施設は本館の南側に移動していますので、荷さばき車両が接続部分で滞ることはないと思いますが、今回の建替え後は2階でつながるということは、本館と北館の間の通路について、地上からの高さがこれまでよりも低い位置になって、通路下の道路を消防車両などが通行できるのでしょうか。

○事務局 上空通路は市道上にあることから行政の許可が必要となりますので、当然、その辺のところは事前に関係する行政機関と調整がなされているものと我々のほうは理解しているのですが。

○川崎委員 わかりました。

○加藤会長 念には念を入れて、後で確認をしていただければと思います。

○事務局 確認いたしまして、また後日報告をさせていただきます。

○加藤会長 ほかに、いかがでしょうか。

○吉田委員 まず、今回の変更の届出で、発生集中交通量の増分ということで、2ページ

目にこの店舗の算出結果や評価等を記載していただいているのですが、なぜここで指針値を使ったのかということです。実態の数値を使わずに、指針値という平均値を使って評価していることに対して、これだけ面積が増加して、周辺が大混雑する可能性が目に見えているのに、本当にこんな控え目な予測でいいのかどうか。こういう場所で床を増やすということはそれに相応しい対応をしないといけないので、本来であれば、例えばもう少し駐車場を分散配置して、こういう御堂筋沿道の内部に入っていなくてもいいような場所にも駐車場を確保するとか、そういうふうな対応をしておかないと、この資料を見せていただいている限りだと本当にこの予測内に収まるのか、というようなところがあります。指針に基づいたらクリアはしているけれども、実際に増床して再オープンして運用されたときに、果たして何も渋滞は起きませんというふうに言えるかというところも怪しいと思うので、事後も含めてきちんと検証した上で追加の対策がとれるような体制にしておく必要があります。これぐらいの面積になりますと、交通のシミュレーションなどいろいろやって本当に問題が起きないかどうかということを検証してみることが結構重要になります。今回の調査日1日の数値が、本当にこれまでの店舗運営の実態と合っているのかどうかや、特に日来店客数の原単位について、ぜひ確認をとっていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○事務局　ただいま吉田委員から御指摘いただいた項目につきましては、指針値を十分上回る台数になっているという評価しか記載されていませんので、実態がどうなっているのかというのを設置者にしっかり把握していただきまして、そのあたりの対策も含めてどのように考えておられるのかについて確認させていただき、また後日御報告をさせていただきます。

○吉田委員　特に本館が再オープンするときに、1日の来客件数がどのくらいなのかというのは経営にかかわる情報なので多分わかっているはずなんです。それが本当にこの日来客数の原単位と合っているかどうか。既存のお店でどれくらい来ているのかというのも多分わかっちゃるはずなので、それで安全側をみて資料が作成されているのかどうか確認が必要だと思います。そのあたりはぜひ確認していただいて、基本的に参照すべき統計情報の有無とか、既存店舗の情報があればそういうものを開示していただかないと、大丈夫かなというのが正直な感想です。

以上です。

○加藤会長　実態としてはそういういろいろな問題が考えられるケースがあると思いますが、大店立地法の運用上は、特別な事情から指針値を採用することが適当でない場合は実態に基づいて検証するという方法を以前から採用してきていると思います。だから、今回の場合も本来渋滞を発生させないという意味では、より実態に即したようなシミュレーションをしたほうがいいのしょうけれども、おそらく、法律上はこれで全く問題ないんですよ。

○事務局　今回指針値が評価の根拠として示されているのですが、まだ開店していない店舗であれば、通常指針値を使うことがほとんどなんですけれども、既に営業されている店舗ですので、現状の面積から約1万2,000平方メートル増床することによる影響につきまして、ある程度は予測されていると思いますので、その上でこの届出内容で大丈夫だというふうに考えていらっしゃるのかどうか確認させていただきたいと思います。ただ、大店立地法上の必要駐車台数は、平均的な休祭日におけるデータをもとに検証しておりますので、年

末などの特異日は駐車場が不足することもあると思うんですが、そういう特異日については、周辺の駐車場へ誘導するなどの対策をいただいていると考えられます。先ほど吉田委員からご意見いただきました分散化、繁忙期について臨時駐車場も含めた対応策についても確認してまいりたいと思います。駐車場台数などが現状のままでも対応可能であるという結論に至った根拠を実績をもとに示していただくよう再度確認したいと思います。後日委員の皆様にもメールにて御報告させていただきたいと思います。店舗側としてもお客様の利便性確保のために臨時駐車場等の対応が検討されていると思いますので、実質足りないということはないと思いますが、駐車場の来客による交通の渋滞などの懸念もございますので、対策について再度確認したいと思います。

○加藤会長 増床に伴って自動車で来店される台数が多くなる。そのために渋滞を起こさないように駐車場を確保するという理屈だと思うんですけど、車で来ないようにするというのも必要ではないでしょうか。

○吉田委員 そういうことも考えていただかないといけないと思います。

○加藤会長 せっかく駅に接続しているので、公共交通機関を利用していただくようにキャンペーンをするなり、何らかの周知を合わせて実施していただくというのも設置者に言っていただきたいと思います。

○吉田委員 まず、そちらを先にしていただければと思います。

○事務局 今回、地下鉄心齋橋駅からのアクセス向上及びバリアフリーのために、地下鉄コンコースから地上へのエスカレーターやエレベーターの設置等も計画されております。そういった面では公共交通機関の利用促進ということも対策の一つとして強化していただければということでお伝えしたいと思います。

○加藤会長 その2点を少なくとも確認していただくということですね。

○事務局 はい。確認させていただきます。

○加藤会長 ほかに、よろしいですか。

○吉田委員 あと1件だけよろしいですか。駐輪場の公共貢献分として届出台数に含めないものについて、公共貢献とはどういうふうに判断したらいいのでしょうか。要は、今までも店舗の駐輪場の入口がわかりにくい場所にあって、しかもエレベーターで4階まで持っていけないといけない状況となっています。このエリアは違法駐輪の多いところで、それはこの店舗に来ているお客さんがとめる場所がないからということで、狭い道路にとめていたのではないかと、数十年前からいろいろな取り組みをされてきているんですね。そこで新しく設置したものの、それは公共貢献として届出台数に含めないということになるとこれはどんな扱いになるのか。駐輪場所は設置するけど運営は市に任すのか、どういう運用になるのでしょうか。

○事務局 駐輪場については、店舗用として264台を北館に設置するということが届出されておりますけれども、今回本館建替えに伴って本館地下1階に390台を地域貢献分として新たに設置されますが、これは店舗周辺における駐輪場不足を補うために、390台分設置するということがございます。ですので、特段届出外だから、店舗に来た人が利用できないという形ではなく、どなたでも利用できる形になっているとお聞きしております。



昨年、駐輪場の設置義務条例の改正があり、同一商店街の店舗が建替えを行う際に、条例で必要となる駐輪場台数を確保するために、大型施設の駐輪施設を共同駐輪場として申請することができるよう制度改正されたことに伴って、この390台を届出外として設置したという経過がございます。この店舗の条例上の台数を満たしており、なおかつ周辺店舗の需要も加味して地域貢献分として設置し、設置台数の総合計は683台になるんですけども、これでこの周辺エリア全体として足りるのかというのは、今後実態を見て検証いただかないといけないかと思えます。

○吉田委員 過去にいろいろな実態を見て調査をしてるはずなんで、本来はわかってらっしゃるんじゃないかなと思うんですけどね。それで、床がふえて、結局、駐輪台数は、店舗分に関しては264台ということで変えていないので、公共貢献分もありますが、要は大丸には自転車ですれほど来ていませんというふうな位置づけをしていますが、違法駐輪分も含めて本当に足りているのかということろはちゃんと確認しておいていただきたいなと思えます。あと、先ほど言い忘れたのですが、2ページ目の駐車場台数の表の中で、時間係数をどれくらいに設定したのかということも結構重要です。この駐車場で恐らく何時間もずっと駐車している人がいて、それが駐車場の回転に影響して周辺の渋滞等を引き起こす可能性があるんで、このあたりをどういうふうに設定したのかということ、この表の中には書いていないので、時間係数に関しても既存統計の有無も含めた根拠を明記するようにしてください。

○事務局 はい、確認させていただきます。

○加藤会長 今回の御意見の中で言いますと、附帯意見に具体的に盛り込む必要はありますか。

○吉田委員 いえ、これは再度確認をしていただくということで結構です。

○加藤会長 よろしいですか。そうしましたら、この案件につきましては、いろいろ皆様から御質問、御意見を頂戴しましたが、届出上は、法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱ってまいりたいと考えますが、本館・北館と南館の二つの案件につきましては、事務局から説明のあった附帯意見3点を申し添えたいというふうに考えますが、御異議ございませんでしょうか。

それでは、そのような形で附帯意見を申し添えることにしたいと思います。

続きまして、(仮称)ラ・ムー北津守店について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 (仮称)ラ・ムー北津守店の新設について御説明申し上げます。

先ほどと同様に、冒頭、騒音に関する資料の修正がありますので、修正部分のところを見ていただきたいと思います。

騒音関係で、届出書の13ページ(1)予測地点の選定理由の表の中で、東側の予測地点Bの右側説明文の2行目について、「昼間は来客車両走行音」となっておりましたが、正しくは「荷・廃2」となります。

また、14ページから19ページの騒音計算表について、一部数値が誤っておりましたので修正しております。騒音計算表の数字を修正し再計算した結果、17ページの夜間の等価騒音の予測結果について、予測地点Cが42デシベルから41デシベルに修正となります。

その他の地点については修正ございません。

また、騒音に関する図面の「図7騒音関係図」について、予測地点aの位置に誤りがあったため修正しております。

以上、翁長委員から御指摘いただきました事項でございます。

なお、翁長委員の資料に添付させていただきました、騒音に関する詳細資料について、同様に御指摘いただいた箇所を修正させていただいております。御指摘ありがとうございます。

それでは、案件の説明に入らせていただきます。

本件は、南海高野線汐見橋線木津川駅から南東へ約200メートルの西成区北津守2丁目48番1外1筆に平家建てのスーパーマーケットを新設するとして届出があったものでございます。

店舗面積は2,060平方メートルで、設置者及び小売業を行う者は大黒天物産株式会社となっております。用途地域は、第二種住居地域及び準住居地域となっており、平成28年9月30日に届出がございまして、新設予定日は平成29年5月31日でございます。

敷地周辺の状況といたしまして、まず計画地全体を北東側から写した写真でございます。次に計画地全体を北側から写した写真です。次に北側道路から西方向の写真でございます。次に北側道路（国道43号線側道）から東方向の写真です。次に計画地北東の交差点（北津守ランプ前）から東方向に向けた写真です。同じく計画地北東の交差点（北津守ランプ前）から南方向の写真です。次に計画地東側道路からの南方向に向けての写真です。次に計画地には面しておりませんが、南側道路から西方向の写真です。次に西側道路から北方向の写真です。最後に西側道路から南方向の写真でございます。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図で御説明いたします。

駐車場は、建物東側に157台設置されております。別途建物北側に従業員用として52台設置されております。また、自動二輪車用として建物東側に5台設置されております。駐輪場は、建物東側・北側・南側に合計171台設置されており、うち5台が原付用でございます。

荷さばき施設は、建物西側に552平方メートル設置されております。また、廃棄物等保管施設は、建物西側に保管容量16.6立方メートル設置されております。

以上、施設配置に関しまとめたものとなります。

次に、施設の運営方法に関する事項について御説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻ですが、24時間営業となっております。来客の駐車場利用時間帯も同じく24時間営業となっております。駐車場の出入り口は敷地東側と北側に出入り口が各1カ所、合計2カ所設けられています。

荷さばきを行うことのできる時間帯は午前6時から午後9時までとなっております。

駐車場の出入り口周辺の状況といたしまして、敷地東側の出入り口①付近の写真ですが、左折イン左折アウトとなっております。こちらは敷地北側の出入り口②付近の写真ですが、こちらも左折イン左折アウトとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について御説明申し上げます。

建物は、平家建て、店舗面積は2,060平方メートル。主として販売する物品は食料品

でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めると67台となります。これに対し設置台数は157台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。また、来客の自動車の来店経路はごらんのとおりでございます。

次に、来客の自動車の退店経路はごらんのとおりです。

続いて、騒音関係について申し上げます。騒音発生源となる施設設備の稼働時間についてはごらんのとおりでございます。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は、店舗周辺4方向4地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はごらんのとおりとなっております。まず北側予測地点A及びA'。次に東側の予測地点B。次に南側の予測地点C。最後に西側の予測地点D。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時まで騒音レベルの最大値の予測結果は規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が9.6立方メートルに対して保管容量合計16.6立方メートルと十分な保管容量を確保しています。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見書の検討状況について御説明いたします。届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成28年10月14日から平成29年2月14日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、本届出に関して、本市関係局等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議において、駐車需要など、交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきましては意見なしとの取りまとめを行っておりますが、附帯意見案といたしまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めることとの取りまとめを行っているところでございます。

以上でございます。

○加藤会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして御意見、御質問を頂戴したいと思います。よろしいでしょうか。

○澤村委員　近くに小学校がありますが、通学路への配慮は大丈夫でしょうか。

○事務局　ただいまの澤村委員から質問いただきました通学路に関してですが、計画地の

西側の道路が通学路になっております。計画地西側の道路については、来客用の自動車の出入り口はありませんが、荷さばき施設の出入り口があります。そこで、通学路への配慮として、朝の通学時間帯は、荷さばき車両の出入りを、西側からではなく東側の来客用自動車の出入り口を使用するとお聞きしております。具体的には、図面9に搬入車両の動線が示されております。これによると荷さばき車両の出入り口が計画地の西側にありますが、2トン車両がこちらの西側から出入りしまして、4トン及び10トン車両については西側道路の幅員が狭いため、東側道路から出入りするということになっております。さらに朝の通学時間帯について、西側道路を使用しないということでお聞きしております。

○加藤会長 交錯する恐れはないということですか。

○事務局 西側道路には、片側に歩道が整備されています。ただし、自転車が車道を通行するために交錯の恐れがあるのと、周辺の子供さんがキックボードなどで通ることもあるようです。また、敷地の北西角については、現状でも事故等が起こっていることから視認性を確保するよう計画を進めますというふうにお聞きしております。

○加藤会長 ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、この案件につきましては御質問いただきましたけども、届出上は法の趣旨に沿い指針を踏まえた内容となっているということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして扱ってまいりたいと思います。また、先ほど附帯意見3点ありましたが、これを附帯意見として申し添えということで御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございました。それでは（仮称）ライフ寺田町店につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 （仮称）ライフ寺田町店の新設について御説明申し上げます。

こちらのほうも、冒頭、資料の修正がありましたので、先ほどと同じように騒音関係の資料をちょっと見ていただきたいと思います。

届出書11ページの予測地点Bの保全対象が、「集合住宅（3階建て）」となっておりますが、正しくは「（2階建て）」であることが判明したため修正したものでございます。

それに伴いまして、11ページの東側予測地点Bの保全対象における予測対象階・予測の高さについて、夜間「7.2メートル（3階）」としていたところを、昼間夜間ともに「2階の4.2メートル」とし、合わせて説明文も修正しております。

12ページの夜間の等価騒音レベルの予測結果のうち、予測地点Bを41デシベルから40デシベルに修正します。

また、13ページの予測地点bの高さが「7.3メートル」から「4.4メートル」になり、説明文を「2階建て集合住宅の2階」に修正します。騒音の計算表、別紙2（2）と別紙3についても、一部修正となっております。

また、翁長委員から、別紙2（2）のB地点の予測地点までの距離について、記載の誤りがあるとの御指摘いただきました。合わせて修正しております。御指摘ありがとうございました。

それでは、案件の説明に入らせていただきます。

本件は、JR大阪環状線寺田町駅から北東へ約280メートルの天王寺区国分町73番1に、2階建てのスーパーマーケットを新設するとして届出があったものでございます。

店舗面積は2,020平方メートルで、設置者及び小売業を行う者は株式会社ライフコーポレーションとなっております。

用途地域は第二種住居地域、平成28年9月30日に届出があり、新設予定日は平成29年5月31日でございます。なお、当該計画地の南側に隣接する敷地には15階建てのマンションが建設中でございます。

敷地周辺の状況としまして、計画地全体を北側から写した写真でございます。次に計画地東側道路から北方向の写真です。同じく東側道路から南方向の写真です。次に北側道路から西方向の写真です。同じく北側道路から東方向の写真です。次に西側道路から南方向の写真でございます。同じく西側道路から北方向の写真です。次に計画地南側のマンション建設用地の南側道路から東方向の写真です。最後に同じく計画地南側のマンション建設用地の南側道路から西方向の写真です。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図で御説明いたします。

駐車場は、建物屋上に30台設置されています。別途従業員用として13台設置されます。また自動二輪車用として建物1階北側に2台設置されています。駐輪場は建物1階に81台設置されており、うち5台が原付用です。

荷さばき施設は、建物1階東側に57平方メートル設置されています。また、廃棄物等保管施設は、建物1階東側に保管容量11.4立方メートル設置されています。

以上、施設配置に関しまとめたものとなります。

次に、施設の運営方法に関する事項について御説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻ですが、午前7時から翌午前2時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は午前6時30分から翌午前2時30分までとなっております。

駐車場の出入り口は、計画地北側に出入り口が1カ所設けられております。

荷さばきを行うことができる時間帯は午前6時から午後9時までとなっております。

駐車場の出入り口付近の状況といたしまして、計画地北側の出入り口の写真ですが、左折イン左折アウトとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について御説明申し上げます。

建物は地上2階建てとなっております。店舗面積は1階に1,090平方メートル。2階に897平方メートル。屋上階に33平方メートルの合計2,020平方メートルです。

主として販売する品目は、食料品、生活雑貨品、衣料品等でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めると66台となりますが、当該店舗周辺には複数のスーパーマーケットが立地しており、遠方から自動車での来店は少ないと考えられるため、指針の台数では過大になるとして、既存類似店舗の実績をもとに算出することにしております。

既存類似店舗としましては、大阪市内の大国町店、平野西脇店、下寺店の調査結果を用いて算定したところ、必要駐車台数は28台となります。これに対し設置台数は30台となっており、既存類似店舗の実績から算出した必要駐車台数を満たしております。また来客の自

動車の来退店経路はごらんのとおりです。

続いて、騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間についてはごらんのとおりです。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周辺4方向4地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はごらんのとおりとなっております。まず北側の予測地点A。次に東側の予測地点B。同じく南側の予測地点C。最後に西側の予測地点D。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。また夜間午後9時から午前6時まで騒音レベルの最大値の予測結果は規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が9.8立方メートルに對しまして、保管容量合計11.4立方メートルと十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見書の検討状況について御説明申し上げます。届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成28年10月14日から平成29年2月14日までの4カ月間行いましたところ、8通の意見書の提出がございました。お手元の（仮称）ライフ寺田町店の新設の届出に対する住民等意見書の概要をごらんください。

意見の概要と設置者からの回答については川崎から説明させていただきます。

○事務局 意見の概要としましては、主に交通・騒音・廃棄物に関するものとなっております。

まず、1点目、駐車場出入口を設置する北側道路は、道幅が狭く、歩道がない道路で住宅地内である。また駐車場出入口の位置は三差路の連なる変形交差点の中間になっている。

駐車場出入口を設置する北側道路は、もともと車両の通行が少ない道路で、散歩や通園・通学に利用されている。駐車場出入口の前には、国分公園があり、幼児、児童、老人など多くの住民が利用している。また子供の急な飛び出しも多く見られる。

計画地北側に歩行者と自転車及び自動車の出入口が集まっている。

北側に駐車場出入口を配置することにより、歩行者と自転車及び自動車との交錯による事故が懸念されることから、駐車場の出入口を再考し、他の場所に変更していただきたい。

これに対し、設置者から計画店舗はJR環状線寺田町駅から約280メートルのところに位置し、駅利用者をはじめとする歩行者や自転車で御来店いただくことをメインとした店舗として計画しております。また、周辺にはライフ店舗が営業しており、広域から現在の営業店舗を通り過ぎて計画店舗へ車で御来店されることは非常に少ないと考えられます。そのため、商圈も狭く歩行者、自転車が中心となり、来店台数も少ない店舗として計画しております。立地法に基づき、安全対策の一つとして左折による入出庫で誘導を行うため、出入口を計画地のどの面に設置しても、店舗周辺の道路は案内経路として位置づけることは必須となります。計画地周辺を経路として位置づけないと、さらに住宅地内を通過する経路となります。

そこで、当店舗計画において、来店車両の出入口の位置は、可能な限り周辺の住居正面または真横に設置しないことを基本として、御迷惑にならないことを最優先にして選定して

おります。

西側は、前面の一部に時間貸し駐車場がありますが暫定的な利用と考えられます。また、その両側は住宅が立地しています。南に隣接する大型新設マンションは西側に駐車場の出入り口が設置される計画です。

東側道路は、J R環状線寺田町駅への歩行者、自転車の主動線となっており、当該地域において通行量の多い道路です。また計画地の接道区間は狭く、隣接して戸建て住宅も立地しています。そのため当計画では、来店車両出入り口は近隣住居へ直接影響の少ない北側に設置する計画とし、コントロールが可能な搬入車両は東側に計画しております。

御意見をいただいた住民の方々には、説明会後も数回の個別説明の場を持っていただき、追加の対策も含め、下記の対策を詳しく御説明させていただいております。

①営業中において、通学時間帯及び公園での利用が多い時間帯には出入り口に交通整理員を配置させていただきます。②出入り口を設置する道路側は幅員約1メートルを後退し、カラー舗装等による歩行者通路として整備し安全確保を行います。③店舗建物出入り口から正面の住宅へは直視されないよう出入り口の変更し、プライバシーの確保を行います。④東側に来店車両出入り口と搬入車両出入り口の両方を検討させていただきましたが、隣接住居への影響が大きいことから搬入車両専用出入り口として計画しております。

なお、隣接住居の方には、開店後に問題が発生した場合には対応させていただくことも御説明させていただいております。との回答を得ています。

2点目、自動車やバイクの交通量増加に伴う安全対策に関して、①スクールゾーンの検討。(路面のサイン・通行時間の指定、ゾーン封鎖・速度、通行違反取り締まりなど)②車道・歩道の整備。(歩道と車道をはっきり分ける・交差点の地面の点滅ライトなど)③一方通行の向きの検討を行う必要がある。

これに対し、設置者から、御意見の内容は全て事業者側のみで対応可能な対策ではございません。開店後の状況を踏まえ、地元住民と一緒に実効性の高い対策を進めていきたいと考えております。との回答を得ています。

3点目、店舗周辺にマンションが建設され、付近の児童数が増加することが見込まれることに伴う、店舗周辺道路における防犯及び事故対策について、①先ほどの対策と同じくスクールゾーンの検討。②防犯カメラの設置・カメラ監視中であることの表示を行う必要がある。これに対し、設置者から、スクールゾーンにおいては先ほどの回答と同様と考えております。防犯カメラについては敷地内に向けては検討しております。その他、防犯対策として、夜間営業時間中における警備員等による巡回を行います。また、閉店後は車両出入り口等を施錠します。との回答を得ています。

4点目、騒音関係ですが、施設の設備機器等からの騒音により、周辺環境に悪影響のないよう防音壁等を設置するなど騒音を軽減するよう対策を講じていただきたい。

これに対し、設置者から届出時の騒音予測において、環境基準、規制基準以下の計画を行っていましたが、さらに近隣住民の方から設備騒音に対する強い御要望があったことから、騒音対策として屋上駐車場中央部に設備を集中することで、周辺への影響を軽減する計画に変更させていただきます。そのため、遮音壁を一部設置します。また、荷さばき施設北側に

隣接する住居への騒音対策として、遮音壁を設置する計画に変更させていただきました。開店後に騒音による問題が発生した場合には対応してまいります。との回答を得ています。

なお、住民等意見書への対応に伴う、施設設備の配置変更計画は、別紙のとおりとなっております。施設設備の配置変更を行った場合における、騒音の再予測結果は資料のとおり、環境基準及び規制基準以下となっております。

5点目、廃棄物等保管施設における廃棄物等の運搬等処理に関しては、清掃車が毎日出入りし、周辺への悪臭（特に夏季期間にひどいと思われる）や害虫等の発生など衛生上の問題が懸念される。廃棄物等保管施設からの悪臭を抑制するため、作業方法や動線（清掃車への積み込み作業を室内で行うなどの外気に触れない状態での廃棄物の出し入れ等）について検討いただきたい。また、廃棄物等保管施設の配置について、地下に設置するなどにより悪臭を抑える、または出さないよう対策を検討いただきたい。

これに対し、設置者から、廃棄物等保管施設は建物内に設置する計画です。また、廃棄物収集車両により毎日収集を行うことや清掃を行うことで悪臭や害虫への対策を行っていきます。開店後において悪臭等により周辺住居への御迷惑になるような場合には悪臭除去装置等の設置検討も含め対策を行います。との回答を得ています。

以上でございます。

なお、本届出に関して、本市関係局等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきまして意見なしとの取りまとめを行っておりますが、附帯意見案としまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し生活環境の保持に努められたい。

施設設備の位置変更案に関し、騒音についての予測地点の中には、再予測を行った結果が評価基準と同値の地点がある。よって、事業の実施に当たっては、周辺的生活環境の悪化防止等により一層の配慮を行うことが望ましい。

また、口頭による附帯意見として、北側車両出入り口の入退場及び管理運営について、既存動線を優先した上で安全管理を徹底すること。との取りまとめを行っているところでございます。

なお、翁長委員から、騒音対策のための消音ダクトに関して、減音量を測定した際の測定方法の確認と実験報告書などの性能を証明する資料を提出することを御指示いただいておりますが、現時点で設置者に確認中です。資料が入手でき次第、翁長委員にお示しさせていただく予定となっております。

以上で説明を終わります。



○加藤会長　　ありがとうございました。

それでは、この案件につきまして、御質問、御意見を頂戴したいと思います。

○檜谷委員　　住民の方々がいろいろと懸念をお持ちのケースで、店舗側としては、車で来店される方はそもそも非常に少ないので、人を配置するなど十分に対策を行うから問題はないと、こういう趣旨の御回答されているのかなというふうに理解をしたんですけども、住民の方々に対して設置者側から十分に説明された上で、なおかつ、住民の方々が非常に不安だとおっしゃっているのか。その説明が十分住民に伝わってないのか。そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局　　ただいま檜谷委員から御質問いただいた住民の方々に対しての説明ですけれども、数度にわたりまして設置者から周辺住民の方々に対して個別に説明をされておきまして、その中でも交通整備員の配置とか、通学児童への配慮についての説明もしていただいておりますが、ただ、やはり実際、店舗開店後に本当に対策をしてくれるのかどうかという不安をお持ちの方もおられるようです。設置者としては、安全対策等についてきっちり運営していくとお伺いしております。

補足ですけれども、開店時間については、届出では朝7時からとなっているんですが、実際は9時からの開店の予定とお伺いしております。周辺のライフ店舗においても、朝7時から深夜2時まで常時営業している店舗はないということで、概ね9時から24時までという店舗が多数であるという情報を得ております。

○檜谷委員　　わかりました。誠実に対応していただければ問題はそれほど大きくないのでしょうが、まずそこに関しての信頼関係が、そういった感触だということですね。

○事務局　　実際にも住民の方から大阪市への直接不安の声も寄せられておきまして、事業者側としては十分説明は尽くしていただいているということですが、実際には完全に不安がぬぐえていない方もおられるという状況でございます。事業者側としては、車での来店が少ないという予測をされているということですが、開店後の状況が、事前の予測どおりで、交通の影響がほとんどない状況であれば安心していただけるのかなと思います。運営してみないことにはわからない部分がありますので、その上で、開店後に問題があれば、その都度、誠意を持って対応をしていくとお伺いしております。

○加藤会長　　確認ですけれども、意見書に対して回答されていますが、意見書はいつ提出されているのですか。

○事務局　　意見書については平成28年10月14日から平成29年2月14日までの縦覧期間中に提出されています。

○加藤会長　　平成28年10月14日から平成29年2月14日までの期間に意見書が出されているということですね。

○事務局　　意見書の受付期間は4カ月間で、2月14日の意見書受付期間終了後に、設置者に対して意見書への回答を提出していただくように依頼して、3月1日付で設置者からの回答書が提出されております。

○加藤会長　　意見書が提出された段階と設置者からの回答が提出された段階では時期がずれているので、ひょっとすると住民側の理解が少し変わっている可能性があるということでは

すか。

○事務局 設置者から住民に対して個別に説明していただき、概ね御理解いただけている方もおられますが、御理解いただけていない方もおられるという状況ですが、かなり丁寧に対応いただいております。

○翁長委員 この案件は、住民からの意見を受けて計画の変更というのをかなりされていますよね。設備機器の設置場所も変えましたし、建物の正面の店舗入口の形状も変更するという大幅な変更をしているんですが、これは住民の意見が多かったからという理由からですか。

審査する立場としては、せっかく騒音の対策が正しいかどうかチェックした後に変更しますということになって、こちらは審査が二度手間です。

○事務局 本来であれば当初の届出どおりに進めていただくというのが基本ですが、住民からの意見を受けて、設備機器の配置が変更になるケースはございます。

○翁長委員 住民の意見を受けて変更するという態度は、積極的で非常にいいと思いますがこういうことよくあることなのですか。

○事務局 設備機器の多少の位置変更は時々あるようですが、ここまで大幅な変更というのは珍しいケースだと思います。昨年の12月頃に一旦環境局に対して設備機器の配置変更を想定した打ち合わせをされていまして、今年の1月以降に住民の方に説明をしていただいている状況もお聞きしておりましたが、まだ変更案が確定するかどうかわからなかったもので、一旦もとの届出の状態で審査をいただいて、審議会の直前に変更案の騒音に関する再検討結果をお示ししたことから審査が二度手間になってしまったという状況です。ここまでの大幅な変更は珍しいケースだと思います。

○翁長委員 では、2月14日の住民意見の締め切り以前にも変更の検討をしていたということですか。

○事務局 変更の検討自体は2月14日以前にもされていりましたが、住民の方との調整中とお聞きしており、まだそこから変更となる可能性も考えられ、正式に受理をしていなかったことから、先生にお示しできる状態ではなかったということでございます。

○加藤会長 2月14日の意見書の締め切りがあるのですが、その前に大店立地法の住民説明会を開催して、そこで意見を聞いて、回答すべきことは回答して、普通はそこで納得できなければ意見書の提出に入るというプロセスですよ。

○事務局 そうです。ただ、今回につきましては、周辺の住民の方々から多数の意見書の提出があり、店舗側が丁寧に個別の説明をしたことで、何とか概ね折り合いがついたというような感じとお聞きしております。設備機器を建物の中央部に移したことによって、騒音の予測結果の値はあまり変わらないのですが、図面上で周辺住居のすぐ目の前に設備機器が設置される計画から、視覚的にそれが少し離れた中央部に移動したということで心理的に少し楽になったのではないかと思います。そのかわり南側に建設中のマンションへの影響については、予測結果の数値が夜間の最大値で基準と同値の45デシベルという結果となっております。この点については附帯意見において配慮をお願いしているというところです。ただし、南側に建設中のマンションとライフ店舗との境界部分で、マンションの北側に当たる部分に

については、マンションの駐車場とバイク置き場が設置予定とお聞きしており、居室部分が店舗から少し離れる計画になっていることから、実際には基準値ぎりぎりの値より低くなるのではというところがございます。また、開店後の状況で何か苦情がありましたら、意見書の回答にもありましたとおり、また個別で対応していただくという形になると思われま

す。○加藤会長　今の説明は、確かに敷地境界線で予測している値が、ぎりぎりということですね。実際には敷地境界から離れているところに居室部分があり、値的には大丈夫ということですね。

○事務局　居室スペースが敷地境界から離れており影響は、敷地境界での予測値よりも下がっていきます。

○加藤会長　敷地境界ではぎりぎりというのは、よくあることなんですけどね。

○山本委員　附帯意見案についての質問ですが、⑤のみ口頭によりと書いてあります。これはどういう御趣旨でしょうか。

○事務局　ただいま山本委員から御質問ございました附帯意見案の最後の⑤なんですけれども、交通に関する件については、③のところでも全般的な交通安全について文書で通知し、その上で、今回の意見書を踏まえまして、特に北側道路に関して今はほとんど車が通らない状況で歩行者の方がそんなに注意をしなくても大丈夫なところに、車が少なからずとも進入してきますので、歩行者等の安全確保に十分配慮していただくよう口頭でお伝えするように関係局から意見がありましたので、資料に記載させていただいております。附帯意見の③番のところ具体的に文言を追加したほうが良いという御意見がございましたら、追加をさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○山本委員　基本的にはこういう口頭による意見というのは珍しいと思いましたが、どういう趣旨からなのかを確認させていただきましたが、特段反対の意見ということではございません。

○加藤会長　市町村によって、附帯意見と口頭による意見というのは違うんですけど、解釈はみんなばらばらなんです。レベルからすると文書による附帯意見はかなり厳しくて、口頭によるものだと弱くなるんですけど、そもそも口頭での附帯意見にもかかわらず、ここに文字で書いてあるというのも何か不思議な話ですよ。

○事務局　関係局からの意見があったことを忘れないように記載させていただきました。

○加藤会長　普通は口答と言え、この文書には残さないのではないのでしょうか。事務局のメモには記載しておいて市の意見というところには記載していないような気がするんですが、そんなことはないですか。

○事務局　これまで、この附帯意見案の部分には口頭で伝える内容については記載してなかったと思いますが、最終意見通知の際に漏れないようにということでメモ書きのような形になっております。本来は4番までが市意見案でございます。

○加藤会長　これは設置者に対しての5番は、口頭による附帯意見という形でいくんですか。

○事務局　口答で伝えることで考えております。

○加藤会長　それは口頭なんです。

○事務局 はい。

○加藤会長 わかりました。ほかに。

翁長委員にお聞きしますが、先ほどの事務局からの説明でまだはっきりしたデータが出てきていない消音ダクトの部分もあるようですけれども、それを見てからでないと判断はできないということでしょうか。

○翁長委員 いやいや、この消音ダクトというのは以前にも使われていたんですけど、どうも本当に性能があるのか、大丈夫だろうかと思うのです。どうもあまりにもカタログを信用し過ぎてそのまんま使っているという感じなので、もっと性能をちゃんと確認してくださいという意味で言っているだけです。

○事務局 確認中の結果につきましては必ず事後に報告させていただきます。

○加藤会長 これはカタログにあった消音効果と言うんですか、これを踏まえた上で予測値が出てきていると、こういうことなんですね。

○翁長委員 そうです。

○加藤会長 いろいろ計算ミスが多いので、先生も不審に思われていると思うんです。

○事務局 今回の案件は、騒音検討資料の誤りが多く、翁長先生に審査で大変御迷惑をおかけして申し訳ありません。

○加藤会長 そうしましたら、その点については後日確認していただいて、それが違うというようなことであれば、そのときは御意見ありというか、これではいかんということになりますか。

○翁長委員 そうはならないと思いますが、実はその製品のデータを以前見たことがあるんです。

○事務局 そのデータは妥当なものだったわけですか。

○翁長委員 本来はきちんと測定機関で測定したというそういう証明書があるべきなんですけど、それがちゃんとしたものなかったんで、本当はそういうような製品をいつまでも使い続けるなど言いたいんですけどね。

○加藤会長 少なくとも申請の段階では、そうやってどこかの検査機関のしっかりしたお墨つきのあるものでやったデータが出てこないとおかしいということですね。

○翁長委員 消音ダクトという、そういう物を売りにしているんですから、やっぱりそういう性能をはっきり示すようなものが欲しいということです。

○加藤会長 それを含めて設置者に確認していただきたいと思います。

ほかに、よろしいですか。それでは、この案件につきましては、皆様からいろいろ御意見、御質問などいただきましたが、届出上は、法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になってるということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして扱ってまいるということで、先ほどありました附帯意見案4つと、それから口頭意見を設置者に申し伝えるということで、御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございました。それでは次に軽微な案件ですね。

○事務局 それでは、軽微な延刻等にかかわる手続の状況等について、3件御報告させて

いただきます。

1 件目、店舗名称は阪急グランドビル、地下鉄御堂筋線梅田駅及び東梅田駅直結の商業施設で、所在地は北区角田町 8 番 4 7 号です。設置者は阪急不動産株式会社、小売業者は株式会社紀伊國屋書店他 3 者となっています。

今回の届出事項は、開閉店時刻の変更で、平成 28 年 10 月 14 日に届出があったものです。変更日は平成 28 年 10 月 15 日、用途地域は商業地域です。

変更内容ですが、開閉店時刻について、変更前は午前 9 時から午後 9 時までのところを、変更後は午前 8 時から午後 11 時に変更するものとなっております。

縦覧期間は、平成 28 年 10 月 28 日から平成 29 年 2 月 28 日、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は、営業時間の変更で、変更内容が夜間時間帯にかかるものの、当該変更前後で施設等の稼働時間に変化が生じないもので、隣接する住居等がないなど周辺的生活環境に及ぼす影響がほとんどないと認められるものとしております。

2 件目、店舗名称は A B C - M A R T 梅田ビル、阪急梅田駅から東へすぐの商業施設でございます。所在地は北区茶屋町 1 番 2 7 号です。設置者は三井住友信託銀行株式会社、小売業者は株式会社エービーシー・マート他 2 者となっています。

今回の届出事項は、開閉店時刻の変更で、平成 28 年 10 月 27 日に届出があったものです。変更日は平成 28 年 11 月 1 日、用途地域は商業地域です。

変更内容でございますが、小売業者のうち、エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社の開閉店時刻について、変更前は午前 10 時から午後 9 時までのところを、変更後は午前 10 時から午後 10 時までに変更するものです。

縦覧期間は、平成 28 年 11 月 11 日から平成 29 年 3 月 13 日、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は、営業時間の変更で、変更内容が夜間時間帯にかかるものの、当該変更前後で施設等の稼働時間に変化が生じないもので、隣接する住居等がないなど周辺的生活環境に及ぼす影響がほとんどないと認められるものとしております。

3 件目、鶴見区の鶴見ファッションモールの新設案件につきましては、平成 28 年 7 月 22 日の審議会で御審議いただきまして、8 月 18 日付で本市意見ありの通知を行いました。

本市意見に対して、設置者から 12 月 28 日付で届出事項変更届出書等が提出され、本市の意見を適正に反映し、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のために必要な配慮がなされていると認められることから、平成 29 年 2 月 23 日付で勧告なしの通知を行い、大店立地法の手続については終了したところでございます。

今回、本市意見の内容が騒音及び交通検討資料の不備に関する事項であったため、審査に当たっては、翁長委員と吉田委員に御協力いただきました。ありがとうございました。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○加藤会長 報告です。何か御質問ありますか。よろしいですか。

それでは、市長から依頼のありました新設案件 2 件、変更案件 2 件についての調査審議は以上で終了し、市長に対する意見具申の文書をまとめることとなりますけれども、文書内容な

どにつきましては、御一任いただけますでしょうか。

それでは御一任いただき、必要な手続を行ってまいりたいというふうに思います。

それでは、これをもちまして、本日の議事は全て終了しましたので審議会を閉会ということになります。長時間ありがとうございました。

○事務局 会長どうもありがとうございました。

委員の皆様方には、お忙しい中、まことにありがとうございました。これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

**閉会 午後 3 時 4 5 分**